

社会福祉法人栄寿会 役員報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人栄寿会(以下「法人」という。)の役員及び評議員等の報酬・慶弔等について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事・監事・評議員をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 役員等が理事会・評議員会・監事会へ出席した時、日当 7,000円の報酬を支給する。但し施設長等兼務の職員には支給しない。

2 報酬額は、評議員会において、法人の業績等を勘案し見直しすることがある。

3 理事において、施設の職を兼務する者は、職員給与に加え役員等兼任手当として下記の通り支給する。

理事長	月額	300,000円
業務執行理事	月額	200,000円
理事	月額	8,000円

(交通費)

第4条 理事会及び評議員会・監査会等へ出席した時の交通費は1日当たり3,000円を支給する。但し施設長等兼務職員には支給しない。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、実費を支給することができる。

第4章 慶弔

(慶弔)

第6条 役員等が次の各号に該当した場合は、法人より慶弔費用が支出される。

① 死亡	30,000円と生花
② 入院(10日)以上	10,000円
③ 慶事	20,000円
④ 退任	30,000円相当の記念品

第5章 その他

(補助)

第7条 この規程に定めるもののほか、特別な場合については、その都度協議し理事長が決定する。

(改正手続)

第8条 この規程を改廃するにあたっては、社会福祉法人 栄寿会評議員会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。